

インド政府  
電子情報技術省  
(IPHW区)

## 修正エレクトロニクス製造クラスター計画 (EMC 2.0)

### 1. 背景と目標 :

1.1. 国内のエレクトロニクス製品の製造拠点は、その製品の需要と比較してとても不十分である。インドで製造された場合も、国内の付加価値の程度が低い。投資を誘致するため、直面する主な制約は産業の成長と地域全体への分散を促進する信頼性や良質のインフラの入手不能である。産業化や国のエレクトロニクス製造の成長を促進することを考え、2012年10月に政府は電子システムデザインと製造 (ESDM) 部へ投資を誘い寄せるためにEMCに世界で第一のインフラを設置するように支援を求めている。2017年10月から、この計画が申請書の受領に対して閉鎖された。その計画の影響とESDMの成長にとってその計画の必要さについて分析するため、EMC計画が学際的影響評価委員会に値踏みされ、独立機関にサードパーティ分析された。この産業とEMCで製造業務をセットアップしたいといった利害関係者の激励の応答を踏まえ、この計画がエレクトロニクス製造を容易にするため役だったと考えられている。そのうえ、このような計画を修正して続ける必要があると勧められ、それによ

インド政府  
電子情報技術省  
(IPHW区)

ってグローバルと国内の両方の投資家の誘致ができ、EMC内での生産を開始もできる。それで、エレクトロニクス製造部門でグローバルバリューチェーンとの統合を確保できる。したがって、政府の取り組み「Digital India」および「Make in India」イニシアチブで想定されているようにインドをエレクトロニクス製造の中心にするため、電子情報技術省は修正エレクトロニクス製造クラスター計画（EMC 2.0）の導入を提案している。

1.2. このEMCは、EDSMの成長を容易にし、起業家の生態系の開発の役に立ち、イノベーションを推進し、投資を引き付けて地域の経済成長を促進し、雇用機会や税収を増加させる。

## 2. 修正エレクトロニクス製造クラスター計画（EMC 2.0）

2.1. 修正エレクトロニクス製造クラスター計画（EMC 2.0）によると、エレクトロニクス製造部への投資を誘致するため、工業団地/公園などのインフラをアップグレードし、EMCプロジェクトで共有設備を備え付けるインフラの共有設備センター（CFC）を作るエレクトロニクス製造クラスターが設立された。スキームは、プロジェクト実施機関が作成する実現可能性調査報告書を通じて認め、必要に基づいて識別されるコンポーネントを含む。

インド政府  
電子情報技術省  
(IPHW区)

2.2 経済的支援は、エレクトロニクス製造クラスター (EMC)

と共有設備センター (CFC) のセットアップのためになる。

2.2.1. EMC プロジェクトは基礎的なインフラと快適装備と他の共同施設の開発を重点に置く未発達／低開発の地理的地域、できれば隣接である。

2.2.2 共通施設センター (CFC):地域にかなりの数の既存しているESDMユニットが位置するべきである。そして共同技術インフラを整備したり、既存のEMCsと工業地域／団地にあるESDMユニットに共同施設を与えたりすることに重点を置く。

2.2.3. アンカーユニットはEMCに電子装置製造施設を設置するため、提案されているEMCのプロジェクトに売却できる／賃貸できる面積の最低限20%を購入の確約する電子装置製造会社であり、30億や以上の投資を確約する

2.2.4. プロジェクト管理機関 (PMA)はインド政府の電子情報技術省 (MeitY)の下で自律体 (社会及びPSU) の形態の機関である。このような機関はプロジェクト管理機関として働き、秘書、管理、実施支援を提供する責任があり、時々電子情報技術省に任される責任を

インド政府  
電子情報技術省  
(IPHW区)

行う。PMAの機能と責任は別にMeitYに発行されるスキームの指針に述べられる。

**2.2.5. プロジェクト実施機関 (PIA)**はPMAにプロジェクトの申し込みを提出する機関である。スキームの下での申し込みは州政府やSIA (州実施機関)や国家公共部門ユニット(CPSU) や州公共部門ユニット (SPSU)や産業回廊開発公社 (ICDC)例えばDMICDC など (場合によって) が作り出すことができる。PMAに申し込みを提出する機関はPIAと呼ばれる。

**2.2.6. プロジェクトレビュー委員会 (PRC):**スキームの下に承認合意のために申し込みを検討するのに、共同秘書の以下の地位のない役人のチェアマンシップの下で電子情報技術省に構成されている委員会である。PRCは他の省庁／部署／団体の代表者を含める。PRCはEMC2.0スキームによって申し込みの承認や拒否についてPMAに推薦する。PMCは承認されたプロジェクトの進展も確認する。PMCの会議が時々と必要な時に開催される。詳細な構成、PRCの機能と責任はスキームの指針に述べられる。

**2.2.7. 理事会 (GC):** 秘書のチェアマンシップの下で電子情報技術省に構成されている委員会である。GCは政府と工業の専門家を含め

インド政府  
電子情報技術省  
(IPHW区)

る。GC はスキームとプロジェクトの進展を定期的に確認する。GC はスキームの成功実施のため時々スキームの指針の改善／修正（必要なら）する機関である。GCの機能と責任はスキームの指針に述べられる。

2.3 申し込み方法と資格：EMC 2.0スキームに基づく申し込みは州政府や州実施機関 (SIA) や CPSU や SPSU や産業回廊開発公社(ICDC) 例えば DMICDCなど (場合によって)がPIA及び関連するanchor unit の役割と責任を明確に述べられるアンカーユニットの詳細をPMAに提出する。CPSU やSPSUの場合申し込みは関連の中央政府や州政府（行政省や省庁）の推薦と共に提出する。

EMC2.0 スキームに基づく申し込みは以下に従うべきである：

- i. EMCプロジェクトのため、アンカーユニットや工業から購入できる／賃貸できる土地面積を少なくとも20%を取得（購入／賃貸）することを確約するべきで、最低限30億の投資を確約しなければならない。
- ii. 土地区画は200エーカー以下であってはならない

インド政府  
電子情報技術省  
(IPHW区)

- iii. 東州と兵陸州と連邦直轄領に必要される土地区画は100エーカー以下であってはならない。その地域では最低限の投資確約は15憶である。
- iv. 提案される土地区画はPIAに所有され、できれば隣接しているのがいいである。
- v. ½キロメートルの半径以内に最大二つの土地区画は隣接していると見なされる。道路の向いにある土地区画は隣接していると見なされる
- vi. 際に、EMC スキームに基づく存在しているクラスターは拡張のために取得し、EMC 2.0 スキームの下に隣接地の発展が提案され、存在している製造ユニットがある地域も土地区画の部分見なされる。これは存在しているEMCに購入できる／賃貸できる地域の80%は製造ユニットに割り当てるべきで少なくとも割り当てられる地域の50%のユニットは生産活動を始めるべきだった。そのような場合、土地要件にかんれんする以下の条件が適用される：
  - a) 既存のEMCに隣接している少なくとも100エーカーの土地区画がスキームの下に申し込むための最低限の土地要件が満たされていると見なされる。
  - b) 東州と兵陸州と連邦直轄領は既存のemcに隣接している少なくとも50%のその土地区画はスキームの下に申し込むための最低限の土地要件が満たされていると見なされる。こ

インド政府  
電子情報技術省  
(IPHW区)

ういう場合は、EMC 2.0 スキームの下に提案された新しい地域は金融支援の資格があるとみなされる。

こういう場合は、EMC 2.0 スキームの下に提案された新しい地域は金融支援の資格があるとみなされる。

- vii. 提案される土地区画は妨害されないべきで産業利用されるべきである。
- viii. 共通施設センター (CFC)のため少なくとも5つの電子製品製造ユニットが施設のユーザーとして認定されるのが必要である。
- ix. PIA はEMC以内の少なくとも10%の購入できる／賃貸できる地域に既製工場 (RBF)小屋／プラグン・プレイ施設を提供する。

3. **資金援助:** 国際的レベルのインフラと共に共同の施設と快適装備を創出するために金融援助が与えられる。金融支援は以下の通り、電子製品製造クラスター(EMCs)と共同施設センターに与えられる。

- 3.1. EMCプロジェクトのため：資金援助は100エーカーの土地ごとに7億の上限対象であり、プロジェクト費用の50%に限られる。より広い地域のため比例上限が適用されますが一つのプロジェクトに

インド政府  
電子情報技術省  
(IPHW区)

つき、35億を超えない。残りのプロジェクト費用と共にプロジェクト費用の50%最小貢献度は州政府や州政府や州実施機関(SIA)や国家公共部門ユニット(CPSU)や州公共部門ユニット(PSU)や産業回廊開発公社(ICDC)例えばDMICDCなど(場合によって)が負担する。

3.2 共通施設センターのため(CFCs); 7億5百万の上限対象であり、プロジェクト費用の75%に限られる。残りのプロジェクト費用と共にプロジェクト費用の25%の最小貢献度は州政府や州実施機関(SIA)や国家公共部門ユニット(CPSU)や州公共部門ユニット(PSU)や産業回廊開発公社(ICDC)例えばDMICDCなど(場合によって)が負担する。

4. EMC 2.0政策に基づく財政支援のすべての提案は、電子情報技術省(MeitY)によって構成されるプロジェクト審査委員会(PRC)によって検討される。PRCは他の省庁/部門および組織の代表者で構成され、議長としてMeitYの共同書記のランクを下回らない役員が務める。PRCは、EMC 2.0スキームに基づく申請の承認/拒否についてPMAに推奨を行う。PRCはまたは承認された申請



インド政府  
電子情報技術省  
(IPHW区)

の進捗状況を確認する。PRCの詳細な構成、機能、および責任については、スキームガイドラインで詳しく説明する。

5. EMC 2.0政策に基づく適格な活動の例示的なリストが添付されている。

6. EMCに関するプロジェクトの準備、評価、および資金の放出：

6.1 PIAからPMAに提出されたプロジェクトの申請には、EMCの

特定のプロジェクトのインフラの要件と共通施設の詳細が含ま

れている。プロジェクトの提案には、データ、調査、予測

、およびEMCの成長の可能性に関する実現可能性も含まれる

。PIAは、必要に応じて、アンカーユニット、R&D機関、金

融機関、州政府などのような機関からのサポートを積極的に

関与させることができる。

6.2 PMAは、[必要に応じて]専門のコンサルティング会社または

金融機関の支援を得て申請を評価する。PMAは、プロジェク

トの評価を指摘するレポートを提出してプロジェクト審査委

員会の検討をもらう。PRCは、プロジェクトの承認/却下につ

いてPMAに勧告をする。

インド政府  
電子情報技術省  
(IPHW区)

6.3 PRCの推薦に基づいて、PMAはプロジェクトの承認の発行をするため財務権限規則の委任 (DFPR)に従う所轄官庁から必要な承認を得る。PMAの機能と責任はスキームの指針に述べられる。

6.4 EMCの選択/位置はPIAがアンカーユニット/工場と相談して取り上げられる。

7. 資金の放出：資金の放出はプロジェクトにより、パリーパスで、以下の方法のように三回の割賦に放出されることが提案されている。

7.1. 第1回分はプロジェクトが承認した後払い金として放出する

7.2. 第2回分は第1回分が全部利用され、インフラの発展とアンカーユニットに土地の割り当てに関する特定なマイルストーンが達成した後、放出される。

7.3. 第3回分はプロジェクトが完了した後放出される。

7.4. 資金はPMAを通じて、PIAが指定口座にパリーパス拠出金を入金した時や関連の州政府や省庁/部(場合によって)パリーパス拠出金の移動のために制裁や指令を出した時、PIAに放出する。PIAの内部発

インド政府  
電子情報技術省  
(IPHW区)

生や金融機関の銀行からの金融支援の場合、指定口座に資金が振り込まれるべきである。

## 8. 実装メカニズム

**8.1** スキームは、自治体(社会や公共事業) としてインド政府のエレクトロニクスと情報技術省 (MeitY) の下、政府機関の形で実施されます。そのような機関は、プロジェクト管理機関 (PMA) として秘書、管理および実装のサポートを提供する他 MeitYによって随時割り当てられる責任も働きます。PMAの機能と責任は、MeitYが発行されたスキームガイドラインで詳しく説明されます。

**8.2** MeitYは、スキームで承認されたプロジェクトの予算規定を提供します。PMAはプロジェクトごとの要件の詳細とともに予算要件を定期的にMeitYに提出します。承認されたプロジェクトのためにPMAからPIAに財政援助を与えられます。

9. スキーム/プロジェクトの監視：スキームの進捗状況を、書記長のもとで、MeitYによって構成された統治評議会 (GC) で見直されます。GCは政府と業界の専門家で構成されます。GCは、

インド政府  
電子情報技術省  
(IPHW区)

スキームとプロジェクトの進捗状況を定期的に確認します。スキームの実装を成功させるために時々GCはスキームガイドラインの修正を実施する権限を与えられます。GCの詳細な構成、機能、および責任については、スキームガイドラインで詳しく説明します。

10. **スキーム期間/タイムライン**：このスキームは、通知日から3年間で、申請を受け付けます。承認されたプロジェクトへの資金の支払いには、さらに5年間の期間を設ける必要があります。スキームに基づいて受け取ったアプリケーションは、継続的に評価されます。
11. **MeitY**は、このスキームを実施するための一連のガイドラインを発行します。スキームのガイドラインの改正権限はMeitYによって設立されるスキームの統治評議会に委ねられます。
12. **MeitY**は、スキームとEMC 2.0スキームに基づくプロジェクトの進捗状況を定期的に監視および確認します。

インド政府  
電子情報技術省  
(IPHW区)

13. MeitYは、通知日から3年後にスキームの中間評価を行い、変更/修正があれば提案します。スキームの実装を成功させるために必要です。スキーム期間の終了後、このような中間評価と別の評価を実施するために、独立機関のサービスを利用します。

インド政府  
電子情報技術省  
(IPHW区)

EMC 2.0 スキームへの付加

EMC 2.0 スキームに基づく資格活動の実例的リスト

1 重要なサービス

- i. 境界壁
- ii. 内部道路
- iii. 雨水排水管
- iv. 電気サブステーション／配電ネットワーク

B. 不可欠なサービス

- I. 廃棄物処理／再生利用
- II. 循環水／水処理工場
- III. 排水処理工場
- IV. 下水道
- V. 電子廃棄物管理
- VI. 街路照明
- VII. 非常用電源工場
- VIII. 倉庫保管
- IX. 建売工場小屋／プラグン・プレイ施設
- X. 消火活動と安全サービス

C. 望まれるサービス

1. 福祉サービス

- I. 従業員ホステル
- II. 病院と従業員国家保険公社

インド政府  
電子情報技術省  
(IPHW区)

- III. 娯楽施設と遊び場
- IV. 保育園
- V. 教育施設
- VI. 銀行および金融サービス

2. サポートサービス

- i) 卓越した研究拠点（研究開発、起業支援およびコンサルティングサービス）
- ii) 能力開発センター/トレーニング施設
- iii) 講堂と会議施設
- iv) ビデオ会議、ITおよび通信インフラ
- v) ビジネス、貿易、コンベンションセンター

3. 製造サポート

- I. 工具室
- II. コンピューターを使った設計システム(CAD)、コンピューター支援製造(CAM)を使っているデザインハウス
- III. プラスチックの成形/キャビネットの製造
- IV. 板金プレス
- V. 包装/エポキシサプライヤー
- VI. 試験施設および認証施設
- VII. 成分試験:
  - a) 安全性、寿命試験、信頼性/環境、電気的および機械的特性
  - b) RoHS試験
  - c) EMI / EMC試験
  - d) CROコンプライアンス

\*\*\*\*\*

インド政府  
電子情報技術省  
(IPHW区)